

「東京大学医学部附属病院治験取扱規則運用細則」の一部を改正

改定理由：治験審査委員会でのテレビ会議使用を明記するため

| 現 行  | 改 正  |
|--|--|
| <p>(細則の改正における事前協議)</p> <p><u>第11条</u> この細則の改正にあたっては、東京大学医学部附属病院 院内規則の制定・改廃手続きに関する規程第5条に定める事前協議として、治験審査委員会の審議を経た上で行う。</p> | <p><u>(治験審査委員会の開催形態)</u></p> <p><u>第11条</u> 治験審査委員会は集合開催を原則とするが、治験審査委員会委員長の判断により、テレビ会議システムを用いることも可能とする。</p> <p>(細則の改正における事前協議)</p> <p><u>第12条</u> この細則の改正にあたっては、東京大学医学部附属病院 院内規則の制定・改廃手続きに関する規程第5条に定める事前協議として、治験審査委員会の審議を経た上で行う。</p> |

附 則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。